

# 岩手大学文書決裁規則

平成 16 年 4 月 1 日 制 定  
令和 7 年 3 月 26 日 最終改正

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）の所掌事務に係る文書の決裁について必要な事項を定める。

## (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 文書 岩手大学文書取扱規則に定める文書をいう。
- 二 決裁 この規則に定めるところにより、それぞれの文書について承認を経るべき最終責任者（以下「決裁者」という。）の承認を得ることをいう。
- 三 専決 この規則の定めるところにより、それぞれの文書についての名義者以外の者が名義者の名によって決裁することをいう。
- 三の 2 代決 それぞれの文書についての決裁者又は専決権者が出張、休暇等により不在の場合において、その者に代わって臨時に決裁することをいう。
- 四 部局等 各学部（附属施設及び附属学校を含む。）、各研究科、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設、各特定事業推進室、事務局、監査室、戦略企画・評価分析室及び技術部をいう。
- 五 部局長 前号に規定する部局等の長をいう。
- 五の 2 教育研究施設等 第 4 号のうち、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設及び各特定事業推進室をいう。
- 六 教育担当副学長 教育を担当する理事又は副学長をいう。
- 七 研究担当副学長 研究を担当する理事又は副学長をいう。
- 八 教員 教授、准教授、講師、助教、副園長・副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭をいう。
- 九 技術職員等 技術部に所属する職員をいう。
- 十 事務職員等 前 2 号に規定する者以外の職員をいう。ただし、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントを除く。

## (決裁の原則)

第 3 条 文書は、特に定めるもののほか、名義者の決裁を受けなければならない。

2 文書の名義者は、特に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 学長 法令等の規定に基づき学長として行う行為に関するもの及びその他学長の名義を用いることが適当と認められるもの
  - 二 理事 理事の担当事項のうち、教育研究評議会若しくは経営協議会の審議又は役員会の議決を要しないもの及びその他理事の名義を用いることが適当と認められるもの
  - 三 部局長 法令等の規定に基づき部局長として行う行為に関するもの及びその他部局長の名義を用いることが適当と認められるもの
  - 四 主管部長又は次長 部内 2 課以上の所掌事務に係るもの及びその他部長又は次長の名義を用いることが適当と認められるもの
  - 五 主管課長、事務長又は技術室長 資料の配付、事務連絡等軽易なもの及びその他課長、事務長又は技術室長の名義を用いることが適当と認められるもの
- 3 岩手大学の名義をもってする文書については学長、部局等の名義をもってする文書につ

いては部局長の決裁を受けなければならない。

4 学長の決裁を受ける文書は、事務局長の承認を得なければならない。

(専決事項)

第4条 別表に掲げる事項の決裁については、前条の規定にかかわらず、同表の専決者欄に掲げる者が専決する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により専決を行う場合には、文書の専決をする者の欄に「専決」と表示しなければならない。

(代決)

第4条の2 決裁者（専決者を含む。以下、この条と次条において同じ。）が出張又は休暇等で不在の場合、施行の急を要する文書については、決裁者より上位の職にある者が代決することができる。

2 代決をした場合には、原議書等に代決した旨を記録するとともに、事後に決裁者へ報告しなければならない。

(後閲)

第4条の3 決裁権以外の者で起案文書へ押印（電子決裁による確認を含む。以下同じ。）することとされている者が出張又は休暇等で不在の場合、施行の急を要する文書については、当該者の上位の職の者の承認を得て、当該者の起案文書への押印を経ずに、決裁又は専決を受けることができる。

2 前項の場合には、事後に、不在であった者へ報告しなければならない。

(調整)

第5条 第4条から第4条の3に定める専決事項、代決、後閲その他この規則の運用に関し疑義のあるときは、岩手大学法人文書管理規則第3条に規定する総括文書管理者が決定する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年1月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に本学の講師として在職し、その者が施行日以後も引き続き講師として在職する間にあっては、改正後の第2条第6号中「教員 教授、准教授、助教、教頭、教諭及び養護教諭」とあるのは、「教員 教授、准教授、講師、助教、教頭、教諭及び養護教諭」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年6月18日から施行し、平成20年6月5日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月22日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年10月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年2月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第4条関係）

専決事項・専決者

1 共通事項

| 事 項                                                                                                                                           | 名義者 | 専決者                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------|
| 1 技術職員等及び事務職員等（技術室長、課長及び事務長以上の職にある者並びに特任教員を除く。）の休暇の承認、職務専念の義務免除の承認、超過勤務の命令、休日勤務の命令、休日の振替の承認及び欠勤届の受理に関するもの                                     | 部局長 | 技術室長、課長、事務長若しくは釜石キャンパス事務室又は附属学校事務室の室長 |
| 1の2 附属学校教員（副校長及び副園長を除く。）の休暇の承認、職務専念の義務免除の承認、超過勤務の命令、休日勤務の命令、休日の振替の承認及び欠勤届の受理に関するもの                                                            | 部局長 | 副校長又は副園長                              |
| 1の3 教員（特任教員を含む。）の休暇の承認、職務専念の義務免除の承認、休日の振替の承認及び欠勤届の受理に関するもの                                                                                    | 部局長 | 課長、事務長又は釜石キャンパス事務室の室長                 |
| 2 技術室長の休暇の承認、職務専念の義務免除の承認、超過勤務の命令、休日勤務の命令、休日の振替の承認及び欠勤届の受理に関するもの                                                                              | 部局長 | 各技術部の長                                |
| 3 職員（課長及び事務長以上の職にある者並びに教員及び特任教員に限る。）の育児休業及び介護休業による部分休業（以下「部分休業」という。）に関するもの                                                                    | 学長  | 部局長                                   |
| 4 技術室長の部分休業の承認に関するもの                                                                                                                          | 学長  | 各技術部の長                                |
| 5 職員（技術室長、課長及び事務長以上の職にある者並びに教員及び特任教員を除く。）の部分休業の承認に関するもの                                                                                       | 学長  | 技術室長、課長、事務長若しくは釜石キャンパス事務室又は附属学校事務室の室長 |
| 6 教員の研修の承認に関するもの                                                                                                                              | 学長  | 部局長                                   |
| 7 職員のうち、副学長、各学部長又は各研究科長の兼業の承認に関するもの（技術移転事業者に係る役員等の兼業、研究成果活用企業に係る役員等の兼業及び株式会社等に係る監査役の兼業は除く。）                                                   | 学長  | 法人運営部長                                |
| 8 職員（副学長、各学部長及び各研究科長を除く。）の兼業の承認に関するもの（非営利兼業のうち、「無報酬兼業」、「国、地方公共団体、その他公益法人の各種委員会等の委員」及び「非常勤講師」並びに非営利・営利に関わらず、「短期兼業」及び「附属学校教員による教育関係書籍等の執筆」に限る。） | 学長  | 部局長又は附属学校の校長（幼稚園にあっては園長）              |
| 9 職員（副学長、各学部長及び各研究科長を除く。）の兼業の承認に関するもの（非営利兼業のうち、「無                                                                                             | 学長  | 法人運営部長                                |

|                                                                                              |                   |              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------|
| 報酬兼業」、「国、地方公共団体、その他公益法人の各種委員会等の委員」及び「非常勤講師」並びに非営利・営利に関わらず、「短期兼業」及び「附属学校教員による教育関係書籍等の執筆」を除く。） |                   |              |
| 10 決裁者又は専決者が参加する会議又は委員会において議決された事項の施行に関するもの                                                  | 学長、理事、副学長、部局長又は部長 | 技術室長、課長又は事務長 |

備考

- 1、3及び8において、農学系事務部における部局長は農学部長とする。
- 8において、兼業の申請者が教育研究施設等又は附属学校の長であるときは、専決者は、兼業申請者の本務の部局等の長とする。

## 2 事務局の共通事項

| 事 項                                                | 名義者                  | 専決者       |
|----------------------------------------------------|----------------------|-----------|
| 1 法令等に基づき学長名で行う主管官公庁への協議、申請、調査報告等のうち、軽易なもの         | 学長                   | 部長・次長又は課長 |
| 2 学長名、理事名又は副学長名で行う通知、照会、回答等のうち、軽易なもの               | 学長、理事又は副学長           | 部長・次長又は課長 |
| 3 学長名又は大学名で行う諸証明のうち、軽易なもの                          | 学長又は大学               | 課長        |
| 4 事務局長名で行う通知、照会、回答等のうち、軽易なもの                       | 事務局長                 | 課長        |
| 5 学務部又は法人運営部に勤務する職員のうち、窓口業務に従事する職員の勤務時間の割り振りに関すること | 学務部長、法人運営部長又は法人運営部次長 | 課長        |

備考 1及び2において、定型的なもの又は特に軽易なものは課長専決とすることができる。

## 3 学務課の関係事項

| 事 項                               | 名義者          | 専決者     |
|-----------------------------------|--------------|---------|
| 1 学生の退学（懲戒による退学を除く。）、休学及び復学に関するもの | 学長           | 教育担当副学長 |
| 2 科目等履修生及び研究生に関するもの               | 学長           | 教育担当副学長 |
| 3 学生その他大学の受験許可に関するもの              | 学長           | 教育担当副学長 |
| 4 履修の手引き等の刊行に関するもの                | 学長           | 教育担当副学長 |
| 5 学生の実習・研修等の派遣に係る定型的な覚書等の締結に関するもの | 学長、学部長又は研究科長 | 学務課長    |
| 6 大学院便覧等の刊行に関するもの                 | 学長           | 教育担当副学長 |

## 4 学生支援課の関係事項

| 事 項            | 名義者 | 専決者     |
|----------------|-----|---------|
| 1 学生の諸行事に関するもの | 学長  | 教育担当副学長 |

|                           |         |         |
|---------------------------|---------|---------|
| 2 入学料及び授業料の免除又は徴収猶予に関するもの | 学長      | 教育担当副学長 |
| 3 日本学生支援機構奨学生及び奨学金に関するもの  | 学長      | 教育担当副学長 |
| 4 学生団体に関するもの              | 学長      | 教育担当副学長 |
| 5 学生の学内集会に関するもの           | 学長      | 教育担当副学長 |
| 6 学寮の管理に関するもの             | 教育担当副学長 | 学務部長    |
| 7 福利厚生施設の使用許可に関するもの       | 教育担当副学長 | 学生支援課長  |
| 8 学生生活の手引きの刊行に関するもの       | 学長      | 教育担当副学長 |

#### 5 入試課の関係事項

| 事 項                                 | 名義者 | 専決者     |
|-------------------------------------|-----|---------|
| 1 大学入学共通テスト及び個別学力検査等に関するもののうち、軽易なもの | 学長  | 教育担当副学長 |

#### 6 国際課の関係事項

| 事 項                          | 名義者 | 専決者     |
|------------------------------|-----|---------|
| 1 外国人留学生の受入れに関するもの（政府派遣を除く。） | 学長  | 教育担当副学長 |
| 2 外国人留学生の給与・奨学金に関するもの        | 学長  | 国際課長    |
| 3 外国人留学生の入国・在留申請取次ぎに関するもの    | 学長  | 国際課長    |
| 4 短期留学生の受入れ・派遣に関するもの         | 学長  | 教育担当副学長 |
| 5 短期留学生の奨学金に関するもの            | 学長  | 国際課長    |

#### 7 研究・地域連携課の関係事項

| 事 項                    | 名義者 | 専決者       |
|------------------------|-----|-----------|
| 1 各種受賞候補者の応募、報告等に関するもの | 学長  | 研究・地域連携課長 |
| 2 学術団体との連絡調整に関するもの     | 学長  | 研究・地域連携課長 |

#### 8 研究支援課の関係事項

| 事 項                                           | 名義者 | 専決者    |
|-----------------------------------------------|-----|--------|
| 1 各省庁競争的資金、各種学術奨励金等の応募、交付申請、実績報告書の提出に関するもの    | 学長  | 研究支援課長 |
| 2 外部機関等との共同研究、受託研究、奨学寄附金、受託事業等の受入れ及び契約等に関するもの | 学長  | 研究支援課長 |
| 3 各種講習会、研究集会等の応募、報告等に関するもの                    | 学長  | 研究支援課長 |

|                                     |             |        |
|-------------------------------------|-------------|--------|
| 4 研究成果物や研究試料の提供等に係る外部機関等との契約等に関するもの | 研究担当理事又は副学長 | 研究支援課長 |
|-------------------------------------|-------------|--------|

#### 9 総務広報課の関係事項

| 事 項                          | 名義者      | 専決者    |
|------------------------------|----------|--------|
| 1 公印の作成及び改廃に関するもの            | 学長       | 法人運営部長 |
| 2 学則その他諸規則の制定改廃についての報告に関するもの | 学長       | 法人運営部長 |
| 3 法令等の制定・改廃に係る通知に関するもの       | 学長       | 総務広報課長 |
| 4 慶弔電報の発信に関するもの              | 学長又は事務局長 | 総務広報課長 |

#### 10 人事課の関係事項

| 事 項                                                          | 名義者  | 専決者    |
|--------------------------------------------------------------|------|--------|
| 1 事務職員等（雇用の期間を定めて雇用する職員を除く。）の任免、休職（本人の意に反する場合を除く。）及び復職に関するもの | 学長   | 事務局長   |
| 2 契約職員及び時間契約職員の任免に関するもの                                      | 学長   | 人事課長   |
| 3 職員の俸給の決定（普通昇給及び俸給の切替を除く。）に関するもの                            | 学長   | 法人運営部長 |
| 4 事務職員等の研修に関するもの                                             | 学長   | 法人運営部長 |
| 5 労働組合法第2条第1項に規定する者の指定及び解除の異動通知に関するもの                        | 学長   | 人事課長   |
| 6 健康保険法、厚生年金保険法及び労働保険（労働者災害補償保険法に関わるものを含む。）等の諸届に関するもの        | 学長   | 人事課長   |
| 7 職員（課長以上の職にある職員を除く。）の育児休業及び介護休業に関するもの                       | 学長   | 法人運営部長 |
| 8 次世代育成支援職員、産休補助職員、育児休業補助職員の任免に関するもの                         | 学長   | 法人運営部長 |
| 9 普通昇給及び俸給の切替の決定に関するもの                                       | 学長   | 人事課長   |
| 10 職員給与規則に規定する諸手当（勤勉手当を除く。）の認定及び決定に関するもの                     | 学長   | 人事課長   |
| 11 寒冷地手当の認定及び決定に関するもの                                        | 学長   | 人事課長   |
| 12 職員の退職手当の決定（給与改定に伴う決定を除く。）に関するもの                           | 学長   | 法人運営部長 |
| 13 給与改定に伴う退職手当の決定に関するもの                                      | 学長   | 人事課長   |
| 14 職員安全衛生管理規則に基づく総括安全衛生管理者等の選任に関するもの                         | 学長   | 法人運営部長 |
| 15 職員の健康診断の実施に関するもの                                          | 学長   | 人事課長   |
| 16 職員のレクリエーションの実施に関するもの                                      | 事務局長 | 人事課長   |



|    |                    |    |        |
|----|--------------------|----|--------|
| 17 | 職員の勤労者財産形成貯蓄に関するもの | 学長 | 人事課長   |
| 18 | 源泉徴収及び住民税の報告に関するもの | 学長 | 人事課長   |
| 19 | 栄典に関するもの           | 学長 | 法人運営部長 |
| 20 | 職員の永年勤続者表彰に関するもの   | 学長 | 法人運営部長 |

#### 1.1 財務課の関係事項

| 事 項                                           | 名義者 | 専決者     |
|-----------------------------------------------|-----|---------|
| 1 会計検査院等の実地検査又は監査に関するもの                       | 学長  | 事務局長    |
| 2 競争参加資格（建設工事及び設計・コンサルティング業務に関するものを除く。）に関するもの | 学長  | 法人運営部次長 |
| 3 経費要求に関するもの（施設整備に関するものを除く。）                  | 学長  | 事務局長    |
| 4 請求書等の発行に関するもの                               | 学長  | 財務課長    |
| 5 債権の管理に関するもの                                 | 学長  | 財務課長    |
| 6 土地等の借入れに関するもの                               | 学長  | 法人運営部次長 |
| 7 土地及び建物の登記に関するもの                             | 学長  | 法人運営部次長 |

#### 1.2 経理課の関係事項

| 事 項                          | 名義者 | 専決者     |
|------------------------------|-----|---------|
| 1 収入及び支出に関する調書、報告書等の提出に関するもの | 学長  | 法人運営部次長 |
| 2 契約に関する通知、照会、回答のうち、軽易なもの    | 学長  | 経理課長    |
| 3 電気、ガス、水道及び電話等の手続に関するもの     | 学長  | 経理課長    |
| 4 簡易無線機の免許申請に関するもの           | 学長  | 経理課長    |
| 5 物品の寄附受入及び無償譲与に関するもの        | 学長  | 経理課長    |
| 6 物品の不用決定に関するもの              | 学長  | 経理課長    |

#### 1.3 施設課の関係事項

| 事 項                                                            | 名義者 | 専決者     |
|----------------------------------------------------------------|-----|---------|
| 1 施設災害復旧報告及び復旧費の要求に関するもの                                       | 学長  | 法人運営部次長 |
| 2 建設工事及び設計・コンサルティング業務に係る競争参加資格に関するもの                           | 学長  | 法人運営部次長 |
| 3 建築基準法、電気事業法、水道法及び消防法その他諸法令に基づいて行う建設工事に係る主管官公庁への申請及び届出等に関するもの | 学長  | 施設課長    |
| 4 建設工事の契約及び実施並びに施設の維持管理に関して行う照会及び回答等のうち、特に軽易なもの                | 学長  | 施設課長    |
| 5 建設工事の設計及び施工についての諸通知・報告等に関するもの                                | 学長  | 施設課長    |
| 6 経費要求に関するもの（施設整備に関するもの。）                                      | 学長  | 事務局長    |
| 7 土地及び建物の継続的な使用の新規許可（軽易なものを除く。）に関するもの                          | 学長  | 事務局長    |

|                                                 |    |         |
|-------------------------------------------------|----|---------|
| 8 土地及び建物の継続的な使用の更新許可（新規の使用許可に係る軽易なものを含む。）に関するもの | 学長 | 法人運営部次長 |
| 9 土地及び建物の一時的な使用の許可に関するもの                        | 学長 | 施設課長    |
| 10 不動産の監守に関するもの                                 | 学長 | 法人運営部次長 |
| 11 宿舍貸与の承認及び明渡しに関するもの                           | 学長 | 施設課長    |
| 12 宿舍の模様替及び自動車保管場所等の承認に関するもの                    | 学長 | 施設課長    |
| 13 宿舍の使用料の決定に関するもの                              | 学長 | 施設課長    |

#### 1.4 教育研究施設等の共通事項

| 事 項                                                | 名義者                | 専決者                   |
|----------------------------------------------------|--------------------|-----------------------|
| 1 教育研究施設等の長の名で行う通知、照会、回答等のうち、軽易なもの                 | 教育研究施設等の長          | 教育研究施設等の事務を所掌する部長又は課長 |
| 2 教育研究施設等の長の名又は教育研究施設等の名で行う諸証明のうち、軽易なもの            | 教育研究施設等の長又は教育研究施設等 | 教育研究施設等の事務を所掌する課長     |
| 3 岩手大学旅行命令権の委任規則により教育研究施設等の長に旅行命令権が委任された旅行命令に関するもの | 教育研究施設等の長          | 教育研究施設等の事務を所掌する課長     |

備考 1において、定型的なもの又は特に軽易なものは課長専決とすることができる。

#### 1.5 教学マネジメントセンターの関係事項

| 事 項                            | 名義者 | 専決者                    |
|--------------------------------|-----|------------------------|
| 1 ティーチング・アシスタントの任免及び給与決定に関するもの | 学長  | 教学マネジメントセンターの事務を所掌する課長 |

#### 1.6 教員養成支援センターの関係事項

| 事 項                        | 名義者 | 専決者                  |
|----------------------------|-----|----------------------|
| 1 教員免許状更新講習の受講者の履修証明に関するもの | 学長  | 教員養成支援センターの事務を所掌する課長 |

#### 1.7 監査室及び戦略企画・評価分析室の関係事項

| 事 項                                        | 名義者        | 専決者             |
|--------------------------------------------|------------|-----------------|
| 1 法令等に基づき学長名で行う主管官公庁への協議、申請、調査報告等のうち、軽易なもの | 学長         | 室長又は室の事務を所掌する課長 |
| 2 学長名、理事名又は副学長名で行う通知、照会、回答等のうち、軽易なもの       | 学長、理事又は副学長 | 室長又は室の事務を所掌する課長 |
| 3 学長名又は大学名で行う諸証明のうち、軽易なもの                  | 学長又は大学     | 室の事務を所掌する課長     |

|                              |      |             |
|------------------------------|------|-------------|
| 4 事務局長名で行う通知、照会、回答等のうち、軽易なもの | 事務局長 | 室の事務を所掌する課長 |
|------------------------------|------|-------------|

備考 1 及び2において、定型的なもの又は特に軽易なものは課長専決とすることができる。

#### 1 8 学部・研究科の共通事項

| 事 項                                                              | 名義者                  | 専決者                           |
|------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------|
| 1 学長名で行う通知、照会、回答等のうち、軽易なもの                                       | 学長                   | 学部長又は研究科長若しくは事務長、学務課長又は学生支援課長 |
| 2 法令等に基づき学長名で行う主管官公庁への協議、申請、調査報告等のうち、軽易なもの                       | 学長                   | 学部長又は研究科長若しくは事務長、学務課長又は学生支援課長 |
| 3 学部長名又は研究科長名で行う通知、照会、回答等のうち、軽易なもの                               | 学部長又は研究科長            | 事務長、学務課長又は学生支援課長              |
| 4 学部長名又は研究科長名若しくは学部名又は研究科名で行う諸証明のうち、軽易なもの                        | 学部長又は研究科長若しくは学部又は研究科 | 事務長、学務課長又は学生支援課長              |
| 5 ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの任免及び給与決定に関するもの                      | 学長                   | 事務長又は学務課長                     |
| 6 岩手大学旅行命令権の委任規則により学部長及び研究科長（総合科学研究科長を除く。）に旅行命令権が委任された旅行命令に関するもの | 学部長又は研究科長            | 事務長                           |
| 7 岩手大学旅行命令権の委任規則により総合科学研究科長に旅行命令権が委任された旅行命令に関するもの                | 研究科長                 | 学務課長                          |
| 8 岩手大学旅行命令権の委任規則により総合科学研究科の各専攻長に旅行命令権が委任された旅行命令に関するもの            | 専攻長                  | 事務長又は学務課長                     |

備考

- 1 及び2において、定型的なもの又は特に軽易なものは事務長、学務課長又は学生支援課長の専決とすることができる。
- 1 から4において、学務課長及び学生支援課長が専決できるものは、それぞれ、学務課長にあつては学務課、学生支援課長にあつては学生支援課の所掌する事務に関するものに限る。
- 5 及び8において、学務課長が専決できるものは、総合科学研究科地域創生専攻に関するものに限る。

#### 1 9 教育学部附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校の共通事項

| 事 項                        | 名義者 | 専決者                    |
|----------------------------|-----|------------------------|
| 1 学長名で行う通知、照会、回答等のうち、軽易なもの | 学長  | 附属学校の校長（幼稚園にあつては園長。以下同 |

|                                                    |         |                                 |
|----------------------------------------------------|---------|---------------------------------|
|                                                    |         | じ。)又は副校長<br>(幼稚園にあっては副園長。以下同じ。) |
| 2 法令等に基づき学長名で行う主管官公庁への協議、申請、調査報告等のうち、軽易なもの         | 学長      | 附属学校の校長<br>又は副校長                |
| 3 岩手大学旅行命令権の委任規則により教育学部附属学校長に旅行命令権が委任された旅行命令に関するもの | 附属学校の校長 | 附属学校の副校長                        |

備考 1 及び 2 において、定型的なもの又は特に軽易なものは副校長専決とすることができる。

## 2 0 技術部の関係事項

| 事 項                                             | 名義者          | 専決者  |
|-------------------------------------------------|--------------|------|
| 1 総括技術部長名又は技術部の名で処理する文書<br>(諸証明を含む。)のうち、特に軽易なもの | 総括技術部長又は技術部  | 技術室長 |
| 2 各技術部長名又は各技術部の名で処理する文書<br>(諸証明を含む。)のうち、軽易なもの   | 各技術部の長又は各技術部 | 技術室長 |